

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

立川市自転車等駐車場条例（平成 5 年立川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第 2（第 3 条の 2 関係）				別表第 2（第 3 条の 2 関係）			
施設区分	駐車区分	単位	駐車料金	施設区分	駐車区分	単位	駐車料金
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
備考				備考			
(1) 駐車料金に係る市内とは、市内に在住し、在勤し、又は在学している者（ <u>立川市武蔵砂川駅第一有料自転車等駐車場及び立川市武蔵砂川駅第二有料自転車等駐車場にあっては、武蔵村山市内に在住している者を含む。</u> ）とし、市外とは、これ以外の者とする。				(1) 駐車料金に係る市内とは、市内に在住し、在勤し、又は在学している者とし、市外とは、これ以外の者とする。			
(2) ……略……				(2) ……略……			

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市自転車等駐車場条例別表第 2 の規定は、施行日以後に利用するものから適用する。